

新	旧	備考
<p>簡易通知型包括保険の引受基準等について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00087 沿革 <a href="#">令和5年1月30日</a> 一部改正</p>	<p>簡易通知型包括保険の引受基準等について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00087 沿革 <a href="#">令和4年12月20日</a> 一部改正</p>	
<p><b>1 基本的引受基準</b></p> <p>(3) 政府開発援助契約等については、以下の信用事由により生じた損失をてん補する責めに任ずる。</p> <p>① 「別紙2 政府開発援助契約等」1及び2に掲げる借款等（以下「借款等」という。）のうち、1（1）（ただし、決済方式を問わない。）及び2により決済が行われる輸出契約等における輸出等不能の信用事由（約款第11条第1号に規定するてん補危険に係る第12条第11号から第13号までの事由をいう。以下同じ。）（輸出契約等の相手方が名簿上与信管理区分Gに格付けされておらず名簿上GB格、EB格及びSB格に該当しない場合は、約款第12条第11号において「これらに準ずる者」とみなす。）及び代金回収不能の信用事由（約款第11条第2号に規定するてん補危険に係る第12条第12号から第14号までの事由をいう。以下同じ。）。</p> <p>② （略）</p>	<p><b>1 基本的引受基準</b></p> <p>(3) 政府開発援助契約等については、以下の信用事由により生じた損失をてん補する責めに任ずる。</p> <p>① 「別紙2 政府開発援助契約等」1及び2に掲げる借款等（以下「借款等」という。）のうち、1（1）（ただし、決済方式を問わない。）及び2により決済が行われる輸出契約等における輸出等不能の信用事由（約款第11条第1号に規定するてん補危険に係る第12条第11号、<a href="#">第12号及び</a>第13号の事由をいう。以下同じ。）（輸出契約等の相手方が名簿上与信管理区分Gに格付けされておらず名簿上GB格、EB格及びSB格に該当しない場合は、約款第12条第11号において「これらに準ずる者」とみなす。）及び代金回収不能の信用事由（約款第11条第2号に規定するてん補危険に係る第12条第12号<a href="#">及び</a>第14号の事由をいう。以下同じ。）。</p> <p>② （略）</p>	
<p>附 則〔抄〕 附 則〔<a href="#">令和5年1月30日</a>〕 この改正は、<a href="#">令和5年3月20日</a>から実施する。</p>	<p>附 則〔抄〕 附 則〔<a href="#">令和4年12月20日</a>〕 この改正は、<a href="#">令和5年1月1日</a>から実施する。</p>	